

● **小規模事業者経営改善(マル経)資金**

・資金使途：運転資金、設備資金　・融資額：2,000万円以内
・融資期間及び返済方法：運転資金7年以内（1年以内据置可能）、設備資金10年以内（2年以内据置可能）
・利率：(株)日本政策金融公庫の定めによる。※市利子補給率1.0%以内（令和8年3月31日まで）※利子補給期間1年
※申込先は、市内商工会議所及び商工会、(株)日本政策金融公庫となります。

● **経済変動対策貸付特別利子助成制度**

令和7年度も県制度融資「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」により借入された事業者の皆さまに
対して、借入日から3年間利子を助成します。お取扱い期間等につきましては、市産業振興課までお問い合わせください。

● **静岡市中小企業融資制度申込時の注意事項**

(1) **納税証明書**

＜個人事業主＞市県民税　4月1日～6月30日までの受付分・・・令和6年度の納税証明書
7月1日～3月31日までの受付分・・・令和7年度の納税証明書
※特別小口保証を7月1日～2月2日の間にお申込みの方は、令和6年度と令和7年度の納税証明書が必要となります。
＜法人＞法人市民税　納期の到来した直近の事業年度（1ヶ年分）の納税証明書
※納付期限の到来した市県民税・法人市民税について、納付されてから証明書に直近の数字が反映されるまでおよそ2週間
程度かかります。納付直後は、領収書など確認書類を納税証明書発行窓口に持参し、証明書を取得するようお願いします。
※コンビニ交付のデータ反映は時間がかかりますので、取得時期によっては、市役所の窓口をご利用ください。
ご不明な点がございましたら、産業振興課までお問い合わせください。

(2) **利用の対象外となる資金使途について**

市融資制度の資金使途は、中小企業の皆様の事業に必要な資金に限られ、以下のものは対象から除外されます。
①設備資金：土地、キャンピングカー及び「3」、「5」、「7」ナンバーの車両（タクシー、レンタカー、福祉自動車を除く。）、
住居に供する設備など。
②運転資金：税金の支払い、既往借入金の返済資金（創業支援、小口、産業振興の制度内借換を除く。）
③市外の工場店舗等に係る資金、法人設立のための出資金（事業承継支援資金を除く。）

● **保証料の補助について**

静岡市では、当融資制度に係る保証料の一部を補助します。

対象者		保証料補助率
①利用者全員（※下記の対象者を除く）		保証料の 25%
②被表彰者等 ●静岡市 CSR パートナー企業表彰の被表彰者 ●静岡市多様な人材の活躍応援事業所表彰の被表彰者 （旧静岡市女性の活躍応援事業所表彰） ●静岡市中小企業技術表彰の被表彰者	受賞後 10年未満	保証料の 75%
●静岡市創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業の修了者 （※支援証明書発行対象者） ●しずおかビジネスプランコンテスト一般部門の被表彰者 ●次に掲げるインキュベーション施設の入居者及び卒業者 ・静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの創業者育成室 ・静岡市クリエイター支援センターのクリエイター育成室	創業後 5年未満	
③各種計画の承認企業 ●先端設備等導入計画認定企業　●地域経済牽引事業計画認定企業	各計画の 認定期間	

※その他、ご利用にあたっては要件があります。詳細は、市産業振興課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

静岡市産業振興課 経営支援係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
TEL (054) 354-2232 FAX (054) 354-2132
受付時間：月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

静岡市産学交流センター(ペガサート7F)

〒420-0857 静岡市葵区御幸町3番地の21
TEL (054) 275-1657 FAX (054) 275-1658
受付時間：月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
午前9時30分～午後5時30分

静岡市中小企業融資制度のご案内

(利子補給制度)

静岡市は、中小企業のみなさまが、経営上必要とする資金を円滑に調達できるように融資制度を設けています。この制度は、市・金融機関・信用保証協会が協力して、金融機関が融資を行うものです。

令和7年度

静岡市中小企業融資制度をご利用の際、保証料の一部を補助します！
※詳しくは、パンフレット裏面をご覧ください。

静岡市 産業振興課

◎お申し込み先は、各取扱金融機関となります。

静岡市中小企業融資制度一覧表(令和7年度)

制度名	融資(利子補給)対象者（注1）	資金使途	融資額	融資期間及び返済方法	利 率	融資額に対する保証料率(注2)	保証人	申し込み先	受付	必要書類（注3）
創業支援資金	・市内に事務所、又は事業所を有するかその見込のあること。 ・個人の場合市内に居住していること。 ・事業を営んでいない個人が市内で創業する又は創業して5年を経過しない中小企業者(分社、廃業後5年未満の者を含む) ・事業を営んでいない個人で創業後5年未満のものが法人成りした場合 ・納期の到来した市民税を完納していること。	運転資金 設備資金 ※ 運 転 資 金 でのみ借換可	500万円以内 ※ 特 定 創 業 支 援 等 事 業 の 修 了 者は1,000万円 以内	5年以内 ※ 特定創業支援等事業の修了者は10年以内 (1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.0% 基準金利 年1.97%のうち 市利子補給率 0.97%	0.23または0.68% (創業関連保証または再挑戦支援保証) 0.28または0.83% (スタートアップ創出促進保証)	保証協会の定めによる	市内に本店又は支店を有する地方銀行・信用金庫・都市銀行・㈱商工組合中央金庫	随時 産業振興課 (清水庁舎5階) 静岡市産学交流センター (ペガサート7階)	・創業支援資金申込書 ・納税証明書 ・住民票写し(個人の場合)※コピー不可 ・登記事項証明書の写し(法人の場合) ・保証協会が定める書類 ・保証協会の創業・再挑戦計画書 ・創業5年未満を証する書類(開業届の写し、登記事項証明書等(法人成りの場合は、開業届の写し及び登記事項証明書の写し)) ・特定創業支援事業の修了者は支援証明書のコピー ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合)
小口資金	・従業員30人(卸売、小売、サービス業は10人)以下の会社及び個人等、又は、組合員数が30人以下の企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人。 ・市内に事務所、又は事業所を有し、3か月以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 ※特別小口保証の要件は、保証協会へお問い合わせください。	運転資金 設備資金 ※ 運 転 資 金 でのみ借換可	700万円以内	5年以内 (6か月以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.7% 基準金利 年2.07%のうち 市利子補給率 0.37%	0.08～0.94% (保証協会の定めによる) 0.17%または0.49% (特別小口保証の場合)				・小口資金申込書 ・納税証明書 ・保証協会が定める書類 ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合)
短期経営改善資金	・資本の額又は出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下の中小企業者 ・従業員数50人(卸売、小売、サービス業は20人)以下 ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。	運転資金	1企業 700万円以内 1組合 1,500万円以内	5か月以内 一時払い又は 元金均等月賦返済	年1.4% 基準金利 年2.06%のうち 市利子補給率 0.40% 県利子補給率 0.26%	0.08～0.98% (保証協会の定めによる)				・短期経営改善資金申込書 (市・県の様式 各一部) ・納税証明書 ・保証協会が定める書類
産業振興資金	・資本の額若しくは出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下、又は、従業員数300人(小売は50人、卸売、サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く) ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・個人事業主の場合市内に居住していること。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 ※特別小口保証の要件は、保証協会へお問い合わせください。	運転資金 設備資金 ※ 運 転 資 金 でのみ借換可 (地域経済牽引事業に係る資金を除く)	3,000万円以内 ※ 特別小口保証の場合は2,000万円以内 ※新分野進出・地域経済牽引事業に係る資金の場合は1,000万円以内 (特別小口保証利用不可)	7年以内 ※特別小口保証の場合5年以内 (1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.5% 基準金利 年2.07%のうち 市利子補給率 0.57%	0.12～1.43% (保証協会の定めによる) 0.19または0.57% (特別小口保証の場合) 0.17% (地域経済牽引事業関連保証) 0.17% (先端設備等導入関連保証)				・産業振興資金申込書 ・納税証明書 ・保証協会が定める書類 ・見積書(設備を伴う場合) ・借換計画書(借換を伴う場合) ・地域経済牽引事業計画書及び認定承認書類一式 (地域経済牽引事業関連保証の場合) ・先端設備等導入計画に係る認定書類一式 (先端設備等導入関連保証の場合)
事業承継支援資金	・資本の額若しくは出資の総額が3億円(小売、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下、又は、従業員数300人(小売は50人、卸売、サービス業は100人)以下の中小企業者(組合、医療法人等は除く) ・市内に事務所、又は事業所を有し、事業を営んでいること。 ・個人事業主の場合は市内に住所及び事業所を有すること。 ◎上記の条件を満たした中小企業者が「静岡県事業承継・引継ぎ支援センター」又は「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて事業を譲渡する予定であること、又は、その事業を譲り受け、引き続き市内において事業を営むこと(市内に本店を置き事業を営む者が、市外で事業を営む者から事業を譲り受ける場合も含む(ただし、貸付期間内に本社機能を移転する場合は利子補給を終了する。))。 ・納期の到来した市民税を完納していること。 ※事業承継の契約締結後5年までを対象とする。 ※信用保証協会における事前審査が必要となります。	事業承継に係る資金	3,000万円以内	10年以内 (1年以内据置可能) 元金均等月賦返済	年1.1% 基準金利 年1.97%のうち 市利子補給率 0.87%	0.12～1.43% (保証協会の定めによる)				・事業承継支援資金申込書 ・納税証明書 ・保証協会が定める書類 ・静岡県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援証明書 ・事業承継にかかる最終合意契約書等のコピー ・資金使途の内容が分かる書類 ・保証協会の事前審査を通過したことが分かる書類

(注1) NPO法人については、保証制度において対象となる資金のみ利用可能です。
(注2) 補助分を軽減した後の保証料率。NPO法人については、保証料率が異なる場合があります。
(注3) 当融資制度に係る保証料の75%補助対象者は、要件を満たすことが分かる書類が必要となります。

《その他利子補給・助成制度》
県制度「脱炭素支援資金」上乗せ利子および保証料の助成

制度名	融資(利子・保証料助成)対象者	利子助成	保証料助成	利子助成必要書類	書類提出先
脱炭素支援資金	・当該融資(脱炭素支援資金)貸付日に市内に主たる事業所を有していること。 ・市内に事務所、又は事業所を有し1年以上同一事業を営んでいること。 ・個人の場合市内に居住していること ・納期の到来した市民税を完納していること。 ・設備資金の場合は、設備が市内事務所、工場等に設置してあること。 ※但し、利子・保証料助成申請時には、別途条件があるため、詳細につきましては、市産業振興課までお問い合わせください。	県利子補給率後の利率から、 0.5%以内 で市が利子助成します。 ※かつ、実質金利下限0%までの部分を助成となります。	保証料から 25% もしくは 75% を補助。 ※但し、保証料の75%補助対象者は、パンフレット裏面の要件を満たしていることが分かる書類が必要となります。保証料助成申請時に、他申請書類とともに添付してください。	(融資実行後の提出書類) ・県融資申込書(写) ・保証協会発行の「信用保証書」(写) ・県発行の県制度融資の承認書(写) ・融資決定通知書(写) ・チェックリスト (利子助成申請時の提出書類) ・交付申請書 ・利子および保証料支払証明書 ・市民税の納税証明書 ・他必要と認められた書類	産業振興課 (清水庁舎5階) ※融資実行後の提出書類は、静岡市産学交流センター(ペガサート7階)でも提出可(郵送は不可)

※「脱炭素支援資金」概要については、「県制度融資等のご案内」等にて確認してください。